市町村特認の活用について

地域の担い手として、熱意をもって営農に取り組んでいる方は、「市町村特認」を活用することで市町村の判断により本対策に加入できます。

具体的には、面積要件や特例に該当しない方であっても、「地域水田農業ビジョン」に位置付けられている地域の担い手（認定農業者又は集落営農組織）の方が対象となります。

○申請期間

原則平成22年4月1日～5月31日までに、市町村に申請してください。

○市町村特認の対象者

◎　地域水田農業ビジョンの担い手リストに位置付けられた者

地域水田農業ビジョンに位置付けられた認定農業者又は集落営農組織が対象です。

（集落営農組織にあっては、次の要件を満たしていることが必要です。）
① 農用地の利用集積目標を定めていること
② 規約を有していること
③ 共同販売経理を行っていること
④ 農業生産法人化計画を定めていること
⑤ 主たる従事者の所得目標を定めていること

◎　その他市町村が特に必要と認めた者

加入者のうち、災害等により作付けが不可能となり一時的に経営規模や農業所得が減少したため、規模要件を満たすことができなくなった方などが対象です。

○申請に必要なもの

（各種申請に必要な様式は九州農政局水田経営所得安定対策のHPの「実施要領・様式」から取得できます）

1. 市町村特認申請書（様式第17号）
2. 経営規模に関する要件における特例・特認の適用申請書（様式第1号別紙1）
3. 水田経営所得安定対策加入申請の際に必要となる書類

市町村は、申請者から提出された書類に意見書等を付して、当年の6月30日までに、農政事務所地域課等に提出していただく必要があります。

○市町村から国への提出が必要な書類

◎　市町村特認における意見書（様式第18号）

◎　必要に応じて添付する書類

水田農業ビジョンの担い手以外で市町村が特に必要と認めた認定農業者又は集落営農組織にあっては、本特認の認定を受けることが適当であることを確認できる書類